

市立貝塚病院 A I 問診システム仕様書

1 業務の目的

患者一人ひとりの主訴や症状に応じた本システムの診察前問診により、現在の紙媒体での問診票に代わり問診内容が充実される。それにより職員の業務効率化が図ることができ、スムーズな治療への展開、加えて待ち時間及び在院時間の短縮により院内感染リスクを抑え、安心安全な医療の提供を実現するため導入するものである。

2 システム構成・内容及び設置に関する事項

(1) システム構成（2 診療科（各診療科 診察室 2 室）の導入を想定）

ア タブレット 20 台

イ 受付機器等 2 式（受付 PC、スキャン機器を含む）

※なお、その他システムの運用開始までに必要となる整備費用（Wi-Fi 設備が必要な場合は設備費用、その他システム運用等関係事業者（以下「関係事業者」という。）作業分も含む）は含め、経年的にかかる利用料等の運用・保守にかかる費用については、含めないこと。

(2) システム内容

ア Web 問診のような定型的な質問でなく、基本的な問診事項を網羅した上で、患者の主訴や訴えに応じて AI が回答に基づき質問を出し分け、診察前問診事項が最適化・自動生成されること。

イ AI は高頻度で学習・機能拡張を行い、定期的にはアップロードされること。

ウ 当院独自の質問が設定できること。

エ 問診結果を当院の電子カルテの記事にコピー&ペーストすることができ、カルテ入力時間を短縮するなど、問診に付帯する事務作業を効率化できること。

オ 問診結果に対して編集が可能であり、編集の履歴が保存されること。

カ 当院の電子カルテと URL 連携し、電子カルテにランチャーボタンを設定すること。

キ 患者及び職員でも無理なく簡単に使用できる GUI（グラフィカルユーザーインターフェース）を有しており、タブレット・スマートフォン等でそれぞれに最適化された形で表示されること。

ク 患者自身のスマートフォン等で来院前に事前問診ができること。

ケ お薬手帳をスキャンし、薬剤名をテキストデータとして読み込み、先発品や用法用量等の情報も診察時に素早く参照でき、テキストを抜粋・コピーしてカルテ文書に利用できること。

コ 院内及び院外からタブレットや患者のスマートフォン等で入力された問診内

容を来院前、来院時のどちらでも容易に取込み、患者データと紐付けができること。

- サ 当院の電子カルテから本システムへの接続においては、セキュアな閉域網回線を利用できること。
- シ 過去5年間に病床数200床以上の病院において導入実績があり、富士通株式会社の電子カルテとの接続実績があること。
- ス 上記のほか、システムの保有するすべての機能について、次に掲げる「3 導入後のシステム保守及び運用」の対応を行うこと。

(3) 設置に関する事項

- ア システム等の設置作業を実施するにあたり、診療に影響のある事項がある場合には、外来診療の時間外または休日・祝日等に行うこと。また、その日時について事前に当院の了承を得ること。
- イ システム等の設置場所については、当院の維持管理及び災害時の避難指導の支障とならないようにすることや、他の機器等に支障とならないよう双方協議の上、決定すること。

3 導入後のシステム保守及び運用

導入後、以下の項目ができる前提とすること。

A. システム保守

(1) 予防保守

本システムが常に完全な機能を保つように、定期点検等、必要な作業を行うこと。

(2) ソフトウェアアップデート

- ア ソフトウェアのバージョンアップあるいはセキュリティ情報等について、当院及び関係事業者が当該ソフトウェアアップデートの適用可否を判断できる技術情報等を文書にて遅滞なく提示し、その適用については当院の指示に従い実施すること。

イ 障害対応

- (ア) 障害対応時の電話受付を設けること。
- (イ) システム障害が発生した場合は、ただちに当院へ報告するとともに、利用者に影響が出ないよう速やかに対処すること。
- (ウ) 障害復旧後は、障害の原因、対策方法等を取りまとめて報告書を作成するとともに、その内容について当院に速やかに報告すること。
- (エ) 障害時における連絡対応、調査を関係事業者と協力し行うこと。なお、障害の原因が関係事業者によるものである場合には、協力体制を構築し、当院を通じ当該業者への連絡を行うこと。

ウ バックアップ

ハードウェア故障、天災などの障害発生時に、短期間でシステム稼働を復旧可能とするために、本システムでデータバックアップを日次で実施すること。

エ セキュリティ

- (ア) セキュリティ対策に取り組むための基本的な方針（セキュリティポリシー）を定めていること。
- (イ) セキュリティに関する体制を構築し、責任者を定めていること。
- (ウ) リスクマネジメントを実施しセキュリティ対策の継続的な改善を行うこと。
- (エ) サービスを提供する機器設備(以下「機器設備」と称す)へのアクセス権限者を明確に定め、それ以外のものがアクセスできない措置を講じていること。
- (オ) 定期的なセキュリティ監査を実施すること。実施した結果、サイバー攻撃に対する脆弱性が発見された場合は、直ちに対策をとること。
- (カ) セキュリティに関する教育訓練を定期的実施すること。
- (キ) 3省2ガイドラインに準拠しており、IPA(独立行政法人情報処理推進機構)、内閣官房情報セキュリティセンターから出されるセキュリティ情報を確認し必要に応じて速やかに対応を行うこと。

(3) 保守報告等

ア 文書報告

システムの円滑な稼働を維持するために、次の内容を文書で報告すること。

- (ア) 障害内容及び対応内容（特に重大な障害等については、詳細原因、対応内容及び再発防止策等）（随時）
- (イ) パッチ、サポート期間等の情報提供（随時）
- (ウ) 保守計画書（必要に応じて）
- (エ) 報告会

必要に応じて報告会を開催すること。開催に当たり、当院または保守業者が必要と判断する場合は、関係事業者が同席できるものとする。また、当院の要請により、関係者による報告会・各種協議等にも逐次参加すること。

(4) 保守体制

ア 体制

対応窓口や保守体制に係る体制図を文書にて提示し対応窓口体制に関する説明を実施すること。特に、障害対応に係る受付窓口については、必ず連絡が取れる体制を用意すること。

イ 技術員

技術員については、機器装置等の仕様を熟知し、当院へ適切なコンサルテーションができる者を選任すること。

(5) 稼働率

年間稼働率を概ね 99.9%以上で提供すること。（ただし、定期メンテナンス及び

事前申請があった場合は除く。) この稼働率を下回った場合は、当院と保守業者で協議し、問題解決にあたること。

(6) その他

ア パッケージシステム等のバージョンアップ等については、原則として保守業務の範囲内として対応するものとし、さらに、構築時における追加開発部分についても同様に扱うものとする。なお、運用期間中に機能等の変更が生じた場合には、操作説明書の改訂を適宜行うこと。

イ 保守において、定めない事項が生じた場合、双方協議の上で対応することとするが、業務の目的に照らして明らかに必要と認められる作業については、保守業者の責任において実施すること。

B. システム運用

(1) 問い合わせ窓口の設置

保守業者は、当院が操作や運用の疑問点を質問・相談でき、システムの操作方法などを説明する問合せ窓口を開設すること。

(2) 組織改正の対応

所属の新規追加や統合・廃止等があった場合、双方協議の上、データ移行や編集等アクセス権限の変更等、当院に提案を行うこと。

(3) サービス利用促進にあたっての協力姿勢

ア 保守業者は善良なる管理者の注意をもって、誠実にサービスを提供すること。

また、当院がサービスの利用促進に向けた取組を進めるにあたっては、当院関係部署と十分に協議の上、保守業者が保有する既存の資料やノウハウ等に基づいた提案や助言を行うなど、可能な範囲において協力的な姿勢で対応すること。

イ 当院の求めに応じて、可能な範囲において本システムにて保有するデータを出力し、当院の指定する形態にて提出すること。

(4) 撤去時のデータ消去

当院が求めた場合、本システムにて当院が保有するデータを消去すること。消去方法については、当院と協議し定めるものとする。